

企業の成長発展をサポートする
日本経営者同友会



日本経営者新聞

発行所 (C)日本経営者新聞社

東京都千代田区神田錦町3-2

No.45 (通巻342号)

年間購読料 8400円

No.45(通巻第342号)

JAPAN PRESIDENTS JOURNAL

編集局 ☎03-5280-6222



池間島の美しい白砂の浜辺



来間島のサトウキビ畑



東洋一美しいと言われる与那覇前浜



伊良部大橋開通式テープカット

伊良部大橋
←
開通



宮古島 地図

宮古島は宝島になれるのか！

東洋一美しい海と言われる与那覇前浜ビーチや東平安名崎がある宮古島、サトウキビ畑や隠れ家のカフェが点在する来間島や美しい白砂の浜が有名な自然豊かな池間島。そして伊良部大橋で宮古島と伊良部島が繋がります。伊良部島と下地島は多数の橋で繋がっている。

3月、JEPA役員は米国の国際投資銀行役員と共に宮古島を視察訪問した。伊良部大橋開通で、宮古島と伊良部島が繋がったことにより、3千メートルの滑走路がある下地島の有効活用が、いよいよ現実的になったと言える。下地島は面積9.54km²、周囲17.5kmの平坦な島である。リゾート地として十二分の広さである。

JEPA役員
国際投資銀行役員と共に
宮古島を視察



宮古島から伊良部島に向かう人々

美しい海に浮かぶ常夏の島、宮古島。周辺の南アジア諸国からのアクセスも良く、宮古島はアジアの一大総合リゾートの中心としての条件を十二分に備えているとして、大きな期待が寄せられている。



下地島の滑走路を指さす宮古島下地敏彦市長と米国国際投資銀行役員



伊良部大橋

伊良部大橋開通

今年1月31日、全長3,540mの無料で渡れる日本一長い橋が宮古島と伊良部島を結んだ。開通式にはJEPA下地会長・徳田代表も招かれて、沢山の来客と共に記念すべき日を祝った。



宮古島の東平安名崎の灯台

韓国視察訪問

今年2月3日、下地会長及び徳田代表は、米国投資会社役員と共に韓国を訪問、韓国の企業経営者や政府関係者との会談を行った。



仁川大橋地図



パーク会長(右)とご一緒に

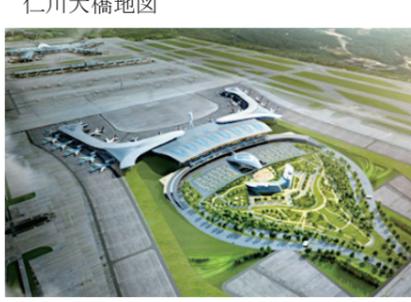
5月、JEPA役員は韓国を訪問、パーキントン・グループ・T・パーク会長主宰のセレモニーに招待を受け出席した。



韓国企業とミーティング



済州島(チェジュド)地図



仁川国際空港第2ターミナルの完成予想図



盛大なパーティの様子

現在、仁川国際空港がある永宗島(ヨンシヨンド)と済州島(チェジュド)が複合リゾート開発の有力建設候補地に挙げられている。仁川国際空港第2ターミナルは、18年の平昌冬季五輪前の17年末完成を目指している。

韓国は朴槿恵大統領のもと、今年1月に政府を挙げての「振興政策」を発表した。主な内容として、2か所の大型カジノリゾート建設、外国人観光客を目的とした免税店・観光ホテル建設などの観光産業活性化プロジェクトなども盛り込まれている。



仁川のカジノホテル

各国の関係企業が韓国で初となるカジノを含む大規模統合型リゾートの建設に強い関心を示す中、既存の日韓合弁会社を足掛かりとして、既に建設工事を開始している日本企業もある。JEPAは韓国との強い繋がりを保ちながら、今後も継続的に視察訪問を行う予定だ。

ワシントン・タイムズ マクデビット会長 訪日

3月、米国ワシントン・タイムズ紙T・マクデビット会長が約10ヶ月ぶりに再々訪日、JEPA役員、政府関係者と共に会談した。



マクデビット会長

今年3月、氏はJEPA役員と共に沖縄を訪問、宜野湾市佐喜真市長や元沖縄県知事の大田昌秀氏と会談し、普天間基地の視察もされた。このたびの会談では、昨年より更に硬直の度合いが強まった感のある日本と隣接するアジア諸国との問題についても話し合われた。

JEPA役員がワシントンを訪問今月末、改めてマクデビット会長との会談が予定されている。



ワシントンDCのワシントン・タイムズ本社



新時代を切り拓き、企業の発展に貢献する経済団体です。

JEPA役員 香港訪問

4月、下地会長および徳田代表は香港を訪れ、香港の企業経営者の方々と今後の日本と香港の経済交流について話し合った。



英国の投資会社・香港支社長(左から2人目)と共に

中小の資金繰り 改善

景気回復 破たん懸念和らぐ

中小企業の資金繰りが改善してきた。取引先と手形などを決済する信用取引は2014年末で08年のリーマン危機前の水準にほぼ回復。中小企業からみた金融機関の貸し出し姿勢もバブル期並みの積極さとなっている。景気回復で需要が膨らみ、中小企業の破綻懸念も緩和。日銀の金融緩和の効果がじわじわ広がっているようだ。

「日本経済新聞」
15年4月12日電子版より



企業間信用を示す買掛債は、企業が製品やサービスの代金を後日支払うと約束することで生じる債務。製品などを売った企業からみれば売掛債権になる。中小企業が取引先の大企業などから余剰資金を融通してもらい、運転資金や原材料の調達資金を確保する動きなどが反映される。

リーマン危機や東日本大震災の後には取引先の破綻リスクへの警戒が強まり、企業間の決済は現金決済にシフトし、信用取引は収縮した。日銀の大胆な金融緩和で円安や株高が進むと、企業活動が活発になり、需要が回復。14年度の倒産件数が2年ぶりに1万件を割り込むなど取引先の破綻懸念が和らぎ、信用秩序の再構築が進んだ。

金融緩和の効果は銀行の貸し出し姿勢の変化にもつながっている。日銀の企業短期経済観測調査によると、中小企業からみた金融機関の貸出態度判断DI(「緩い」「厳しい」はプラス15。1990年2月調査(プラス18)以来の水準だ。借入金利も「低下」との回答が「上昇」との回答を大きく上回っている。リーマン危機前の180兆円台までもう一息だ。ただ資金需要を安定させるにはもう一段の取り組みが必要になりそうだ。

家担保 老後ローン急増



自宅を担保にして老後資金を借りることができるローン商品が話題になっている。担保不動産を自分の死後に売却して一括返済する「リバースモーゲージ」だ。「老後が心配だったけれど、気持ちが楽になりました」。横浜市でパートとして働く主婦は話す。62歳になる会社員の夫と話し合い、残っていた住宅ローン800万円を一気に完済することにした。主婦は「これで老後の家計に余裕が生まれそう」という。

夫妻が住宅ローンを完済するために利用したのがリバースモーゲージローン。55歳や60歳など一定年齢以上の人を対象に、銀行が融資する商品だ。利用者ははじめに自宅の土地・建物を担保として銀行に差し入れる。現金が必要になったら、銀行が定めた金額の範囲内で借り入れることができる。

最大の特徴は、返済の仕組みにある。生きている間に返済する義務がないからだ。亡くなった後、遺族などが手続きをして担保不動産を売却し、その代金で一括返済する。子どもがいない夫婦など死後に家は不要という世帯が、ゆとりある老後生活のために現金を借りる為の商品といえる。



従来、担保の対象を高額の不動産に限る銀行が多かったが、最近参入した地銀の場合、土地評価額がおおむね1千万円以上なら利用できる例が目立つ。都市部の戸建て住宅であれば対象になりやすい。高齢世帯が増える中で新たな収益機会として融資に積極的な金融機関が増えている。

長い目で見ると注意すべき点も多い。想定以上に長生きする可能性だ。「かさむ生活費に充てるため借り入れを重ねれば、早い時期に限度額に達してしまう」と住宅ローンアドバイザーは指摘する。限度額は「土地評価額の50%」などにも限られる。長生きしても生活費を賄えるか考えるのが大切だ。

家は老後の家計を支える財産。高齢になれば介護費用や老人ホーム入居でまとまった資金が必要になることもある。いざというときに備えるためにも現金化の方法を事前に考えておくことが有効だ。

日本経済新聞 2015年4月15日

新聞を読まない若者たち



出版社の経営がひっ迫している。新聞各紙の売上部数も著しく減少。何故か！



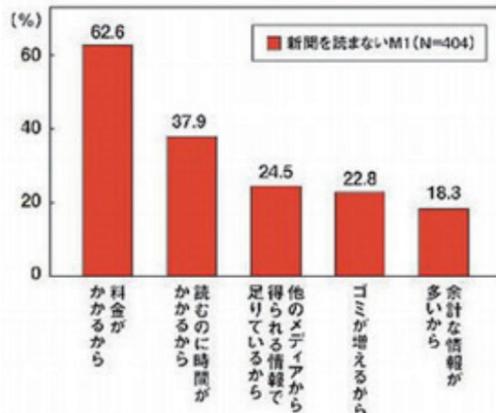
これで充分

日本の新聞は明治以来、国や行政、経済界の動きをわかりやすく国民に伝える、という役割を担っており、新聞各社が強固な宅配制度を維持し、つい最近まで一家で一紙購読するのが当たり前の時代だった。

少し前なら、電車で新聞を広げて読む姿は普通にみられたが、今、電車に乗る若者が手にするのはほとんどスマホだ。たまに本を読む若者を見るとオヤツとするほどだ。確かに事実を知るにはインターネットの方が早い。

今、一人暮らしの若者で新聞を定期購読している人はほとんどいないと言っても過言ではないだろう。近代のメディアの発達と多様化、さらにインターネット社会の誕生は、活字離れという問題をもたらした。

しかし、事実をどう見るかという、ものの見方を新聞は教えてくれる。自分の価値観と違う見方を教えてくれる。知りたい事実だけではなく、「誰のため、何のため」という視点で新聞は見せてくれるのだ。



若者の新聞離れ、ひいては活字離れが日本と日本人の将来に、一抹の不安を抱かせるのは紛れもない事実だろう。若者の学力の低下、思索の欠如、さらには人間の質的低下に発展しないと決して言えない。

ふるさと納税って何？

税金の控除について (2015年制度改正後)



ふるさと納税は、法律上は寄附金として取り扱われます。

ふるさと納税は、「納税」という言葉がついていますが、法律上は寄附金として取り扱われます。そのため、寄附した額が税金より控除されます。個人の場合、確定申告が必要です。(確定申告について)

ふるさと納税には、税制の優遇措置があり、寄附金が住民税・所得税の控除の対象となります。控除の対象となるのは、2,000円以上の寄附です。

2,000円はあくまで税金控除対象の下限であり、寄附を受け付ける自治体によっては、受け付ける寄附金額の最低金額が別途設定されているケースもあります。

※所得税の確定申告を行う必要のない給与所得者又は年金所得者で、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ、申告してください。





新時代を切り拓き、企業の発展に貢献する経済団体です。

フルタイムロッカー 快適で安全な暮らしのために。

私たちはフルタイムロッカーという宅配ボックスを創り続けて27年になりました。宅配ボックスとは、マンション居住者の不在時に届く宅配便を24時間いつでも受け取れるように保管しておくロッカーです。

5月1日は宅配ボックスの日です。

世界で一番最初に宅配ボックスを開発した功績を認められ、日本記念日協会に創業1986年**5月1日**から宅配ボックスの日として登録されました。

株式会社フルタイムシステム <http://www.fts.co.jp>

東京: 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-10-1	TEL.03-3851-5831
大阪: 〒541-0054 大阪市中央区南本町1-3-9	TEL.06-6261-0321
名古屋: 〒460-0003 名古屋市中区錦1-5-13 オリックス名古屋ビル2階	TEL.052-218-4781
福岡: 〒812-0039 福岡市博多区冷泉町1-3 エクセレンス福岡401	TEL.092-282-8030
札幌: 〒064-0801 札幌市中央区南一条西23-1-33 北勝ビルディング3-A	TEL.011-641-8751
仙台: 〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-3-11 Human青葉通りビル6F	TEL.022-222-6350
広島: 〒732-0052 広島市東区光町1-11-5 テンマンマンション207号室	TEL.082-261-2967

プライバシーマーク認定取得 認定番号:10740024(04) <JISQ15001:2006準拠>

企業様 広告

応援します あなたに笑顔 戻るまで

犯罪の被害にあわれた方やご家族の皆さまは安心してご相談ください。

東京公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 特定公益増進法人

(社)被害者支援都民センター

電話による相談 **03-5287-3336** 相談・支援無料

受付時間: 月・水・金曜日: 午前9時30分～午後5時30分
火・水曜日: 午前9時30分～午後7時00分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページによる相談 24時間受付 <http://www.shien.or.jp>

※相談者の秘密は守られます。 難関助成金を募集しています。 申込先事務局 03-5287-3338

日本経営者新聞では、広告の掲載を希望する企業様を募集しています。下記までご連絡をお待ち申し上げます。

電話(03)5280-6222 e-mail: info@jepa-net.com

公益社団法人 被害者支援都民センター JEPAも会員として応援しています。

犯罪被害者等基本法が制定され、現在、さらに見直しをされています。刑事司法関係機関や、行政機関などでも少しずつ被害者を支える窓口や制度が整ってきています。そうした変化の中でも変わらないのは、大切な方を奪われた犯罪被害者ご遺族の悲痛な思いです。

この手記は、同センターの自助グループが編集した「もう一度会いたい(遺族の手記 第14集)」から抜粋させていただきました。

「13回忌を迎えて」 M・I さん

2002年5月、自殺願望のある元交際相手の女性から、道づれにしようとして事件当時25歳の長男が、十数か所をサバイバルナイフで刺され命を奪われるという事件に遭いました。

加害者が自首、自白。二ヶ月の間「いつ殺そうか」という殺意も計画性も、全てを認めていた事もあり、二ヶ月後に刑事裁判が始まりました。たった十二年の判決でした。せめてもの救いは心神喪失、心神耗弱の精神鑑定結果はなかったことにあります。

十二年前、当時の刑事裁判は裁判員制度もありません。被害者参加制度もありません。損害賠償命令制度もありませんでした。生きている被告人の量刑を決めるためだけの刑事裁判を私たち家族は、法廷の傍聴席で、じっと聞いていた事しかできませんでした。

刑事裁判の中で、息子の名誉を守る事も、「被害者は殺された息子だけではない、遺族がどんな苦しみを抱えて生きているのか」という事すら、何も訴えることもできませんでした。

事件から二年後、やっと被害者支援都民センターとめぐり会い、苦しいのは私一人ではない、被害者は皆様々な苦しみ、悲しみと闘いながら励みあって前向きに生きていけるのだという事を学びました。

その後、刑事訴訟法の改正、犯罪被害者等基本法の制定、時効の撤廃等の法改正がありました。苦しみながら生きている被害者の遺族の為に、被害者支援がいかに重要な事を改めて感じます。私たちの様な被害者になってほしくない。でも悲しいことに悲惨な事件・事故が後を絶ちません。

事件・事故が無くなり苦しむ人がいなくなる事が本当の望みではありますが、不幸にも被害に遭ってしまうと、被害者は心に大きな傷を負ってしまいます。被害者は少しでも早く立ち直り、人間らしい生活を取り戻す為には、被害者支援が重要だと感じています。

今年十三回忌を迎え、やっと救急車やパトカーのサイレンに胸を締め付けられる思いが薄らいできました。そうなたのも、家族や友人、息子の友達、支援センター等周りの人との良い人間関係があったからだと感じています。

加害者の人権を考える前に、被害に遭った人の救済がなされる、加害者以上に被害者への手厚い支援、制度が必要なのではないでしょうか。そんな社会になって欲しいと望んでいます。

琉球泡盛 **久米仙**

沖縄の歴史と文化に育まれ、受け継がれてきた銘酒琉球泡盛

久米仙酒造株式会社 URL <http://www.kumesen.co.jp/>

東京支店 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-16 報道ビル6F TEL.03-3291-7771 FAX.03-3291-7772
本社・工場 〒902-0074 沖縄県那覇市宇津井155番地 TEL.098-832-3133 FAX.098-854-1759



日本経営者同友会は、新時代を切り拓き、企業の発展に貢献する経済団体です

■ご挨拶

企業を取り巻く環境が目まぐるしく変化する今日、その変化への迅速な対応が企業経営者の最大の課題と言えます。こうした状況の中で、中小企業経営者たちは自らを守りぬぐために、本質的な情報や真に価値ある知識によって、新しい事態に生き抜く方策を見出し、即時実現していかなければなりません。経営者同友会は、国際的な視野を持ち、国内外のシンクタンクと共に常に最新情報が入手できる人脈ネットワーク作りをしており、そのネットワークを活用することで、より多くのニーズに応え、より充実した経済活動の展開を目指しております。会員の皆様のお役に立てれば幸甚に存じます。



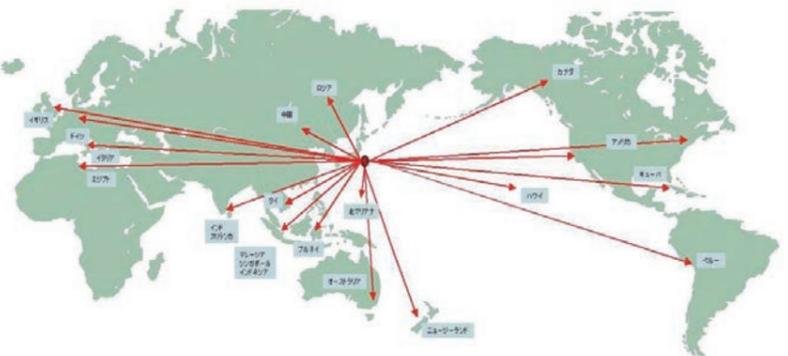
会長 下地常雄
Tsuneo Shimoji, Chairman

『人脈』

- 人脈は企業競争を生き抜く強力な武器です。
- 御社の発展に必要な専門知識は充分ですか？
 - 御社の事業活動の幅を大きく広げませんか？
 - 地理的な制約を超え、さらに海外への進出を検討しませんか？

日本経営者同友会では、豊富な経験と知識を備えた多くのスタッフによるサポート及び、会員企業様が相互に発展できるようなチャンスをご提供いたします。また、長年に亘り築いてきた強力な海外の人脈を活かし、グローバルな企業展開のサポートをいたします。

国際化時代のビジネス環境に対応するJEPAネットワーク



下記ホームページをご参照ください。

日本経営者同友会
<http://www.jepa-net.com>

在東京ブータン名誉総領事館
<http://bhutan-consulate.org>

特定非営利活動法人国連友好協会
<http://japan-un-friendship-association.org>

